

独立行政法人農林水産消費安全技術センター工事等請負契約
指名停止等措置要領

制 定 平成25年6月24日付け25消技第952号
最終改正 令和3年3月23日付け2消技第2847号

(目的)

第1条 この要領は、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が発注する工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）及び工事に関連する測量・建設コンサルタント等（独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱要領（平成13年4月1日付13本消技第163号）（以下「要領」という。）別表1の3に掲げる業種をいう。）の契約に係る予算の適正な執行を確保するため、入札参加有資格者に対する指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 有資格者 要領第11条に規定する名簿のうち契約の区分が建設工事契約及び測量・建設コンサルタント等契約に登録されている者をいう。
- 二 指名停止 特定の事業者について、一定期間、指名の対象外とする措置をいう。
- 三 契約責任者 独立行政法人農林水産消費安全技術センター契約事務取扱規程（平成13年4月1日付け13本消技第137号）（以下「規程」という。）第3条に規定する者をいう。
- 四 地域センター等の長 規程第3条に規定する者のうち総務部長、管財課長、神戸センター業務管理課長以外の者をいう。
- 五 調達等合理化検討会 規程第6条に規定する検討会をいう。
- 六 措置対象区域 別表第3に規定する区域をいう。
- 七 工事等 センターが発注する工事及び工事に関連する測量・建設コンサルタント等（要領別表1の3に掲げる業種をいう。）の業務をいう。

(指名停止)

第3条 契約責任者は、有資格者が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格者について指名停止を行うものとする。

2 契約責任者が指名停止を行った場合で、当該指名停止に係る有資格者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。

(下請負人及び共同企業体に関する指名停止)

第4条 契約責任者は、第3条第1項の規定により指名停止を行う場合において、当該指名停止について責を負うべき有資格者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

- 2 契約責任者は、第3条第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。
- 3 契約責任者は、第3条第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

（指名停止の期間の特例）

- 第5条 有資格者が1の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。
- 2 有資格者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間（当初の指名停止の期間が1カ月に満たないときは1.5倍、別表第2第12号の措置要件に該当することとなったときは2.5倍）とする。
 - 一 別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後1カ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第1各号又は別表第2各号の措置要件に該当することとなったとき。
 - 二 別表第2第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後3カ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第4号まで又は第5号から第12号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
 - 3 契約責任者は、有資格者について情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前2項及び第6条第1号から第3号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の2分の1のまで短縮することができる。
 - 4 契約責任者は、有資格者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第1項の規定による長期を超える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の2倍（当該長期の2倍が36カ月を超える場合は36カ月）まで延長することができる。
 - 5 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者について情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第6条に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。
 - 6 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格者について指名停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例）

- 第6条 契約責任者は、第3条第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところ

により指名停止を行う際に、有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合又はセンターの職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第 2 第 6 号、第 9 号、第 11 号又は第 12 号に該当したときは、それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当したときは、2.5 倍）の期間。
- 二 別表第 2 第 5 号から第 12 号までに該当する有資格者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）若しくは談合（刑法第 96 条の 6 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者（独占禁止法第 7 条の 2 第 8 項の各号に該当する者をいう。）であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当する有資格者にあつては、2.5 倍）の期間。
- 三 別表第 2 第 5 号から第 7 号まで又は第 12 号に該当する有資格者について、独占禁止法第 7 条の 2 第 6 項の規定の適用があつたとき（前二号に掲げる場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期の 2 倍（別表第 2 第 12 号に該当する有資格者にあつては、2.5 倍）の期間。
- 四 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成 14 年法律第 101 号）第 3 条第 4 項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等関与行為があり、又はあつたことが明らかとなつたときで、当該関与行為に関し、別表第 2 第 5 号から第 7 号まで又は第 12 号に該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第 1 号から前号までの規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に 1 カ月（別表第 2 第 12 号に該当する有資格者にあつては、1.5 カ月）加算した期間。
- 五 センター又は他の公共機関の職員が競売入札妨害（刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 第 1 項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第 96 条の 3 第 2 項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第 2 第 8 号から第 12 号までに該当する有資格者に悪質な事由があるとき（第 1 号又は第 2 号の規定に該当することとなつた場合を除く。）は、それぞれ当該各号に定める短期に 1 カ月（別表第 2 第 12 号に該当する有資格者にあつては、1.5 カ月）加算した期間。

（指名停止の措置対象区域の特例）

- 第 7 条 契約責任者は、有資格者が別表第 1 第 6 号又は第 8 号の措置要件に該当する場合において当該有資格者の安全管理の措置の不適切な程度を勘案し、措置対象区域を限定して指名停止を行うことができる。
- 2 契約責任者は、別表第 1 第 6 号又は第 8 号の措置要件に該当し指名停止の期間中の有資格者について、安全管理の措置に関し勘案すべき特別の事由が明らかとなつたときは、

当該有資格者について指名停止の措置対象区域を変更することができる。

(指名停止の通知)

第8条 契約責任者は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項若しくは第7条第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格者に対し遅滞なくそれぞれ別紙様式第1号、別紙様式第2号又は別紙様式第3号により通知するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第9条 契約責任者は、指名停止期間中の有資格者を 随意契約の相手方としてはならない。ただし、独立行政法人農林水産消費安全技術センター会計規程（平成13年4月1日付け13本消技第100号）第38条第1項各号に規定する場合であって、あらかじめ調達等合理化検討会に諮り承認を受けた場合には、この限りではない。

2 契約責任者は、前項の承認を受けた場合には、すみやかに別紙様式第4号により理事長に報告するものとする。

(下請等の禁止)

第10条 契約責任者は、指名停止の期間中の有資格者が、契約に係る工事を下請けし、又は受託することを承認してはならない。

(指名停止の報告等)

第11条 契約責任者は、第3条第1項若しくは第4条各項の規定により指名停止を行い、第5条第5項若しくは第7条第2項の規定により指名停止の期間若しくは措置対象区域を変更し、又は第5条第6項の規定により指名停止を解除したときは、それぞれ別紙様式第5号、別紙様式第6号又は別紙様式第7号により、理事長に報告するものとする。

2 契約責任者は、前項の報告を行った場合は、遅滞なくそれぞれ別紙様式第8号、別紙様式第9号又は別紙様式第10号により、各地域センター等の長に周知しなければならない。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第12条 契約責任者は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、当該有資格者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

附則（平成25年6月24日付け25消技第952号）

この要領は、平成25年6月24日から適用する。

附則（平成27年4月6日付け27消技第127号）

この要領は、平成27年4月6日から施行する。

附則（平成30年3月29日付け29消技第2928号）

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則（令和3年3月23日付け2消技第2847号）
この要領は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1 事故等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 契約責任者と締結した請負契約に係る工事等（以下この表において「センター発注工事等」という。）の請負契約等に係る一般競争及び指名競争において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>2 センター発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>3 契約責任者が所管する区域内における工事で前号に掲げる以外の工事等（以下この表において「一般工事等」という。）の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>4 第2号に掲げる場合のほか、センター発注工事等の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故)</p> <p>5 センター発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>6 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ、又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)</p> <p>7 センター発注工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 4 カ月以内</p>
<p>8 一般工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2 週間以上 2 カ月以内</p>

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次のイ、ロ又はハに掲げる者がセンターの職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等（有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）</p> <p>ロ 一般役員等（有資格者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）</p> <p>ハ 有資格者の使用人でロに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p>
<p>2 次のイ、ロ又はハに掲げる者が農林水産省職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4 カ月以上 12 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>3 次のイ、ロ又はハに掲げる者が他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p> <p>ハ 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>2 カ月以上 6 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>4 次のイ又はロに掲げる者が契約責任者が所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>イ 代表役員等</p> <p>ロ 一般役員等</p>	<p>3 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>1 カ月以上 3 カ月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>5 契約責任者が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2 カ月以上 9 カ月以内</p>

<p>6 契約責任者が締結した請負契約に係る工事等 に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に 違反し、工事等の請負契約の相手方として不適 当であると認められるとき（第12号に掲げる 場合を除く。）。</p>	<p>当該認定をした日から 3カ月以上12カ月以内</p>
<p>7 契約責任者が所管する区域外において、他の 公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事 等に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占 禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反 し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる 場合を除く。）。</p>	<p>刑事告発を知った日から 1カ月以上9カ月以内</p>
<p>（公的關係競売等妨害又は談合）</p>	
<p>8 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係 る工事等に関し、一般役員等又は使用人が競売 入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は 逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12 号に掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1カ月以上12カ月以内</p>
<p>9 契約責任者が締結した請負契約に係る工事 に関し、一般役員等又は使用人が公的關係競売等 妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に 掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 2カ月以上12カ月以内</p>
<p>10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係 る工事等に関し、代表役員等が公的關係競売等 妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕 を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に 掲げる場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 3カ月以上12カ月以内</p>
<p>11 農林水産省の職員が締結した請負契約に係る 工事等に関し、代表役員等が公的關係競売等妨 害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を 経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる 場合を除く。）。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 4カ月以上12カ月以内</p>
<p>（重大な独占禁止法違反行為等）</p>	
<p>12 センターの職員又は公共工事の入札及び契約 の適正化の促進に関する法律（平成12年法律 第127号）第2条第1項に規定する特殊法人等 で農林水産省の所管に係るものの職員が締結し た請負契約に係る工事等に関し、次のイ又はロ に掲げる場合に該当することとなったとき（当 該工事に政府調達に関する協定（平成7年12 月8日条約第23号）の適用を受けるものが含 まれる場合に限る。）。</p>	<p>刑事告発、逮捕又は公訴を 知った日から 6カ月以上36カ月以内</p>
<p>イ 独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反 し、刑事告発を受けたとき（有資格者である</p>	

<p>法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。)</p> <p>ロ 有資格者である法人の役員若しくは使用人又は有資格者である個人若しくはその使用人が公的関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(建設業法違反行為)</p> <p>13 契約責任者が所管する区域内において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>14 センターの職員が締結した請負契約に係る工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事等の請負契約の相手方として不適当と認められるとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>16 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 カ月以上 9 カ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内</p>
---	---

別表第3 措置対象区域

措置対象業務区域は、次のとおりとする。

なお、総務部長は全国を措置対象区域とする

名 称	措 置 対 象 区 域
札幌センター	北海道
仙台センター	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
本 部	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都 神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県
名古屋センター	富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県
神戸センター	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、徳島県、香川県 愛媛県、高知県
福岡センター	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県 宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別紙様式第1号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 〃 が (の) ① ことは、誠に遺憾である。よって下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。②（今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい。）

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、〇〇年〇〇月〇〇日までに総務部管財課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域） ③
- 2 指名停止の理由 ④

(備考)

- 1 ①には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
- 2 ②は、第8条第2項の適用がある場合に使用する。
- 3 ③には、指名停止の期間の始期及び終期並びに措置対象区域を記載する。
また、措置対象区域は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場
に記載する。
- 4 ④には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第2号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を
通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知
する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

(備考)

- 1 措置対象区域は、第7条第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第3号（第8条関係）

番 号
年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、年 月 日付け 第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を
通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので通知する。

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

理 事 長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指名停止の期間中の有資格者との随意契約の承認について

工 事 等 名	
施 工 場 所	
工 事 等 種 別	
契 約 の 相 手 方	
契約予定年月日及び予定工期	

上記の工事等の契約については、下記の理由により、指名停止の期間中の有資格者と随意契約を締結することを承認したので、報告する。

記

理 由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第5号（第11条関係）

番 号
年 月 日

理 事 長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録工事等種別，等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「独立行政法人農林水産消費安全技術センター工事等請負契約指名停止等措置要領」別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので報告する。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には，その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

(備考) 用紙の大きさは，日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第6号（第11条関係）

番 号
年 月 日

理 事 長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 変 更 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので報告する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

(備考)

- 1 措置対象区域は、第7条第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第7号（第11条関係）

番 号
年 月 日

理 事 長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 解 除 報 告 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を報告したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので報告する。

記

理 由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第8号（第11条関係）

番 号
年 月 日

各地域センター等の長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 通 知 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
登録工事等種別、等級及び当該等級における順位	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、「工事等請負契約指名停止等措置要領」別表第 第 号の措置要件に該当する事実があるため、下記のとおり指名停止を行ったので通知する。

記

- 1 指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 指名停止の理由
- 3 通知を行わなかった場合には、その理由
- 4 備考（他機関の見解等）

(備考)

- 1 措置対象区域は、別表第1第6号又は第8号の措置要件に該当する場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第9号（第11条関係）

番 号
年 月 日

各地域センター等の長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指 名 停 止 変 更 通 知 書

商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 2 変更後の指名停止の期間（及び措置対象区域）
- 3 変更の理由

(備考)

- 1 措置対象区域は、第7条第2項の規定による場合に記載する。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

別紙様式第10号（第11条関係）

番 号
年 月 日

各地域センター等の長 殿

契約責任者
独立行政法人
農林水産消費安全技術センター ○○○○
(公印省略)

指名停止解除通知書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	

上記の有資格者については、先に 年 月 日付け 第 号をもって指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記の理由により当該指名停止を解除したので通知する。

記

理 由

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。